

議案第 7 4 号

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第 4 号中「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(用語) 第 2 条 略 (1) 及び (2) 略 (3) 母 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。 ア及びイ 略 (4) 父 <u>父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう</u> _____。 (5) ～ (12) 略	(用語) 第 2 条 略 (1) 及び (2) 略 (3) 母 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。 ア及びイ 略 (4) 父 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。</u> (5) ～ (12) 略